

第2版はしがき

“バーチャルマネー”という言葉为题名に付した本書を刊行してから7年が過ぎた。当時としては斬新な言葉で、“バーチャルマネー”を法的な切り口から整理した書籍として内容的にも多くの方から好評を得たものと自負している。

その後、ICTの急速な発展とともに、「お金」の電子化、バーチャル化は我々の予想をはるかに超えるスピードで進み、新たにビットコインをはじめとする仮想通貨なるものが登場した。しかも、登場したと思いきや、その進化と広がりやすさは目まぐるしく、法規制や法的性質に関する議論も追いついていない状況である。

このような状況を踏まえ、本書の構成および内容を抜本的に見直し改訂することとした。具体的には、初版発刊後の法令改正や時点修正を含めた全般的な見直しのほか、仮想通貨に関する記述を新たに（かつ大幅）に追加し、“バーチャルマネー”とは関連性が薄いと思われる電子記録債権に関する項目を思い切って割愛した。これで、本書は、題名である“バーチャルマネー”への特化がより進んだということになる。

とはいえ、初版の「はしがき」でも述べたが、“バーチャルマネー”の法的性質をどのようにとらえ、既存の制度にどのように取り込んでいくのか（あるいは取り込まないのか）についてはいまだ議論が定まっているとはいえない中、“バーチャルマネー”はどんどん進化し、我々の日常生活や企業取引の間に広がっていき、最近の仮想通貨をめぐる諸問題をみてもわかるとおり、むしろ混迷を深めている感さえある。こうした状況に鑑み、初版と同じく、本書の内容においても結論をあえて摘示せず、途中報告のレベルのものにとどまっている部分もあるが、我々としては、引き続き実務の展開や立法の動きなどを注視しつつ、継続して研究を続け、本書をアップデートしていきたいと考えている。

最後に、本書の改訂作業を進める間も、仮想通貨をはじめ“バーチャルマネー”をめぐる議論や法令改正等の動きが止まらず、それらを追いかけ、検討を重ねているうちに、改訂の企画をいただいてから脱稿まで随分時間を要してしまった。この場をお借りして、初版時と同様、企画をいただいた民法研究会の田中敦司氏にお詫び申し上げるとともに、このような貴重な機会を与えていただいたことに感謝を申し上げたい。

2018年9月

執筆者を代表して

弁護士 中 森 亘

(初版) はしがき (序章を兼ねて)

1 決済手段の電子化

従来、資金決済の手段といえば、現金や手形であった。しかし、昨今の IT 技術の発展により、音楽や書籍、それに株券などあらゆるものが電子化され、決済の世界も、プリペイドカード、電子マネー、電子手形など電子化の流れが急速に増している。一方、こうした世の中の動きを追いかけるようにさまざまな立場から研究や提言がなされるとともに、法律の整備も進められてきた。たとえば、法律面でいえば、最近では、平成20年12月1日に、これまでの指名債権とは異なるまったく新しい概念の債権を創設する「電子記録債権法」が施行され、また、平成22年4月1日には、プリペイドカードや電子マネーなど多様な決済サービスを統一的に規制しようとする「資金決済に関する法律」(資金決済法)も施行されるなど、決済手段の電子化の流れは本格化している。

他方、消費者をターゲットとするいわゆる「ポイント」がさまざまな事業者から多様なかたちで発行されるようになり、消費者は、まさに「お金」を使う感覚で、貯めたポイントを使って、日常的に、商品の購入その他のサービスの提供を受け、あるいは他のポイントや電子マネーと交換するようになっている。このような急速な広がりをみせるポイントについては、経済産業省「企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会」でも議論され、平成21年1月に報告書が公表されているところである。

2 「お金」のバーチャル化

ところで、我々が「お金」と聞いて最初に思い浮かべるのは物質的な形のある硬貨等であるが、決済手段の電子化は、このような「お金」を形のないバーチャルなものにしてしまうことでもある。もっとも、経済学的には、貨幣とは、価値の尺度、交換の媒介、価値の貯蔵といった機能をもつものをいうとされ、それを形にした硬貨等そのものに本来的な意味はないのであって、

(初版) はしがき

貨幣はもともとバーチャルなものであるということもできる。とはいえ、IT技術の進歩によって、貨幣をそのようなバーチャルのまま決済の手段等に利用することができるようになったというのが上記で述べた近年の流れなのであり、本書では、かかる貨幣ないし決済手段等を、形のない「お金」という意味で「バーチャルマネー」と名づけ題名に採用した。なお、この「バーチャルマネー」には、「お金」と同様の機能をもちつつあるポイントも含まれる。

3 本書の目的等

本書は、かかるバーチャルマネーにつき法務の面から焦点を当てて検討・解説を行うものである。すなわち、バーチャルマネーの拡大が進む一方で、その法的性質をどのようにとらえるかについてはいまだ議論が定まっておらず、たとえば、原因取引の瑕疵や当事者の倒産等がバーチャルマネー（およびそれによりなされた決済）にどのような影響を及ぼすかなど、いまだ明らかになっていない面がかなりある。

そこで、本書では、検討対象として、電子マネー、ポイントおよび電子記録債権の三つを取り上げ、それぞれの制度・システムの概要および法的性質の検討を出発点に、実務上想定しうる具体的な場面に即して、そこで生じる法的な問題点等について考察を加えている。そして、かかる考察にあたっては、当事務所のこれまでの商事・金融取引、事業再編（M&A）、倒産、独占禁止法等にかかる法務の実務経験を最大限活かすように心がけるとともに、解説にあたっては、図表や「コラム」を適宜導入するなどして、できるだけ平易な解説を試み、バーチャルマネーの法務に対する理解を深めていただけるよう工夫している。

もっとも、上述のとおり、議論が錯綜している分野であって、今後の実務の積み重ね等に負うところが大きく、何よりも、今後も急速に進んでいくであろう、社会、技術の発展までは予測できないところもあり、あえて結論を提示していない事項もあることはご容赦願いたい。実際、それらを解明するためには、複雑化した経済取引との整合性や今後の社会の進展をも視野に入

れて考える必要があろうと思われる。

4 序の最後に

私がまだ小学生のころであったと思うが、テレビで「はじめ人間ギャートルズ」というアニメが流行っており、そのなかで、真ん中に穴のあいた大きな円形の石が、現代でいう「お金」として使われていたのをよく覚えている。登場人物は、その石でマンモスの肉を買い、猿酒を飲んでた（なお、実際には、歴史上、このように石が貨幣として用いられたことはないようで、石貨で有名なヤップ島でも貨幣としてではなく、結婚式などの贈答品として用いられていたとのことである）。本書を執筆するにあたり、当事務所内でチームを立ち上げ、いろいろ議論を重ねるなかで、こういうことも思い出しながら、貨幣とは何だろうかと考えるようにもなった。折しも、マネーゲームの果てに起きた、いわゆるリーマンショックで世界の金融市場が大混乱に陥り、いまだ立ち直れないでいるが、これなどもIT技術の進歩による貨幣のバーチャル化がもたらしたあだ花ということもできるのではないだろうか。

本書の執筆を開始してから、文献資料の調査や企業へのヒアリング等を行い、また、さまざまな壁にぶつかっているうちに、企画をいただいてから脱稿まで1年余りの時間を要してしまった。この場を借りて、企画をいただいた民事法研究会の田中敦司氏にお詫び申し上げるとともに、このような貴重な機会を与えていただいたことに感謝を申し上げたい。

本書は、執筆陣の浅学非才のために、内容的にはまだまだ途中報告というレベルのものといわざるを得ないが、今後も、実務の展開や立法の動きなどにも注視しつつ、継続して研究を続けていく所存であり、そういう前提において、本書が、少しでもバーチャルマネーというものの法的側面を考えるうえでの一助となれば、望外の喜びである。

2011年7月

執筆者を代表して

弁護士 中 森 亘

第1章

電子マネー・ ポイント・ 仮想通貨 とはなにか

第1 電子マネーとは

☒ポイント☒

- ▶ 電子マネーによる決済金額は、毎年増加の一途をたどっており、電子マネーは急激なスピードで普及しました。
- ▶ 「電子マネー」は明確な定義があるわけではありませんが、ここではあらかじめ入金（チャージ）したうえで、その金額の範囲内で利用できる形式をとる「前払式電子マネー」を取り上げます。

1 増加する電子マネー

主要8電子マネー（楽天Edy、SUGOCA、ICOCA、PASMO、Suica、Kitaca、WAON、nanaco、〔表1〕参照）の年間決済金額は、2016年に5兆円を突破し、2017年は5兆1994億円で、前年比1.1%増加している。2014年の前年比28.0%増加、2015年度の前年比15.7%増加、2016年の前年比10.8%に比べれば、一時の爆発的な増加は落ち着いたとみることもできるが、相変わらず堅調な増加を示している（日本銀行「決済動向」、〔表2〕）。現在では、あらゆるコンビニエンスストアやスーパーマーケットはもちろんのこと、多くの自動販売機、飲食店でも当たり前のように電子マネーが使えるようになってきており、電子マネーが1枚あれば1日の生活に事足りるほどである。

このように「電子マネー」という言葉もすっかり市民権を得たといえるが、10年前に、電子マネーと聞いてピンとくる人がいったいどれほどいたろう

〔表1〕 主要8電子マネーの利用状況

	名称	運営主体	発行枚数 (枚)	利用可能拠点 数(店/カ所)	月間決済件数 (件)
流通系	nanaco	セブン&アイ・ホールディングス	6223万	32万9000店	2億150万
	WAON	イオン、イオンフィナンシャルサービス	(非公表)	(非公表)	(非公表)
交通系	Suica	東日本旅客鉄道 (JR 東日本)	7161万	23万7750店	1億3214万
	PASMO	PASMO 協議会 (首都圏私鉄・バス)	3628万	9万2799店	4370万
	ICOCA	西日本旅客鉄道 (JR 西日本)	1845万	6万6091店	1158万
	SUGOCA	九州旅客鉄道 (JR 九州)	252万	4万3000店	332万1000
	Kitaca	北海道旅客鉄道 (JR 北海道)	137万	1万6390店	116万8000
独立系	楽天 Edy	楽天 Edy	1億1250万	56万5000カ所	4130万

(注) 数字は2018年7月末時点(月刊消費者信用2018年9月号27頁)

〔表2〕 主要8電子マネーの決済件数等の推移

	決済件数 (百万件)	決済金額 (億円)	発行枚数 (万枚)	残高 (億円)
2010年	1,915	16,363	14,647	1,196
2011年	2,237	19,643	16,975	1,372
2012年	2,720	24,671	19,469	1,540
2013年	3,294	31,355	22,181	1,770
2014年	4,040	40,140	25,534	2,034
2015年	4,678	46,443	29,453	2,311
2016年	5,192	51,436	32,862	2,541
2017年	5,423	51,994	35,833	2,747

(注) 日本銀行「決済動向」、月刊消費者信用2018年9月号29頁

か。ここ数年の電子マネーの普及のスピードは、実にめざましいものがある。

2 電子マネーとはなにか

電子マネーについては、明確な定義が法律で定まっているわけではなく、その意味合いは用いられる場面によって区々であるのが現状のようである。たとえば、電子マネーのうち、あらかじめ入金（チャージ）したうえで、その金額の範囲内で利用できる形式をとる場合を「前払式電子マネー」、利用前に入金するのではなく、利用後、一定の期日に指定した口座から利用額が引き落とされる等の方式をとる場合を「後払式電子マネー」もしくは「ポストペイ型電子マネー」とよぶことがある。しかし、「後払式電子マネー」ないし「ポストペイ型電子マネー」は、クレジットカードと多くの共通点を有しており、クレジットカードの枠組みで理解すれば足りると考えられることから、本書においては、混乱を避けるためにも、「前払式電子マネー」だけを、いわゆる電子マネーとして扱う。

ところで、利用者があらかじめ対価を支払って購入して商品購入代金の支払いに用いることができる前払式の支払手段については、資金決済法において以下のとおり定義されている。

【資金決済法における定義】

（定義）

第3条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して

表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第3項において同じ。) に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。)であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者(次号において「発行者等」という。)から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。)であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

これによると、前払式支払手段の要件は、

- ① 金額等の財産的価値が記載・記録されていること
- ② 金額・数量に応ずる対価を得て発行されるものであること(前払い)
- ③ 代価の弁済等に使用できること

とまとめることができる。そして、前払式支払手段のうち、①の要件について、金銭等の財産的価値が電子的方法によって記録されているものを、本書では電子マネーとして整理することとする。

3 電子マネー普及の沿革

本書において取り扱う電子マネーは上記のとおりであるが、それでは、なぜ電子マネーがこれほどまでに普及したのか、その沿革をみていくことにし

たい。

(1) 現金代替物としての電子マネー

貨幣経済の成立以来、支払手段として最もポピュラーなものは現金である。現金のメリットとしては、一般に以下のようなものがあげられている。

【現金のメリット】

- ① 流通性、連続譲渡性
- ② 汎用性
- ③ 完了性
- ④ 安全性
- ⑤ 匿名性

一方、現金のデメリットとしては、以下のようなものがあげられている。

【現金のデメリット】

- ① 遠隔地送金の不便さ
- ② 価値の分割や統合の困難さ
- ③ 保管などの不便さ
- ④ 紙幣には高品質用紙が必要となるところ、その資源が枯渇するという問題

このような現金のデメリットを補うため、あるいは、現金にはないメリットを志向して、金銭価値を何らかの媒体に表象させることについては、従来も商品券やプリペイドカード等で試みられてきたところである。そして、IT技術の進歩も相まって、現金に代わる支払手段、未来の貨幣として、電子マネーの開発が各国で進められたのである。

第4章

仮想通貨に関する 法的問題

第1 仮想通貨に関する法的規制

☒ポイント☒

- 資金決済法上に、新たに「仮想通貨」の定義が創設されました。
- 仮想通貨の法的規制を考えるにあたっては、仮想通貨を預かること等について出資法、仮想通貨による送金について銀行法、仮想通貨の発行について紙幣類似証券取締法、仮想通貨の販売について金融商品取引法および金融商品販売法、仮想通貨による国外への送金について外為法が、それぞれ問題となり得ます。これらについては、基本的には各法に抵触しないと考えられるものの、出資法や銀行法に関しては、スキームによっては抵触するおそれがあるため、個別に具体的なスキームを検討する必要があることには注意が必要です。

1 資金決済法との関係

(1) 「仮想通貨」とは

平成28年に改正された資金決済法において、仮想通貨とは以下のとおり定義されている。そして、第2・1に後述するとおり、その売買や交換等が「仮想通貨交換業」として新たに規制の対象となっている。ここでは、まず、資金決済法上の「仮想通貨」について検討する。

【資金決済法2条5項】

この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

（ア）資金決済法2条5項1号規定の仮想通貨（1号仮想通貨）

まず、資金決済法2条5項1号の仮想通貨（以下、「1号仮想通貨」という）の要件を分析すると、以下のとおり、四つの要件に整理することができる。

- ① 物品の購入、借受けをする場合、または役務の提供を受ける場合に、代価の弁済のために不特定の者に対して使用できること
- ② 不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができる財産的価値であること
- ③ 本邦通貨および外国通貨並びに通貨建資産ではないこと
- ④ 電子機器その他の物に電子的方法により記録されており、電子情報処理組織を用いて移転することができること

まず、①の要件では、相手方が「不特定」であることが求められている。

ちなみに、前払式支払手段は、相手方が発行者または発行者が指定する第三者に限定されていることから（資金決済法3条1項1号）、前払式支払手段に該当する場合には、仮想通貨には該当しないことになる。

そして、②の要件は、「不特定」の相手方からの購入や売却可能性を求めるものであり、相手方が特定の者に限定されるシステムが採用されている場合には、これに該当しないこととなる。

③の要件にいう「通貨建資産」とは、本邦通貨もしくは外国通貨をもって表示され、または本邦通貨もしくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下、「債務の履行等」という）が行われることとされている資産をいう。また、この通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産も、通貨建資産とみなされる（資金決済法2条6項）。

したがって、③の要件から、たとえば、円建てで表示される預金債権や、電子記録債権は「仮想通貨」に該当しないことになる。また、円建ての電子マネーも「仮想通貨」には該当しない。

（イ） 資金決済法2条5項2号規定の仮想通貨（2号仮想通貨）

次に、資金決済法2条5項2号規定の仮想通貨（以下、「2号仮想通貨」という）の要件を分析すると、以下のとおり、三つの要件を満たすものと整理することができる（②の要件および③の要件は、1号仮想通貨の③の要件および④の要件と同じである）。

- ① 不特定の者を相手方として1号仮想通貨と相互に交換を行うことができる財産的価値であること
- ② 本邦通貨および外国通貨並びに通貨建資産ではないこと
- ③ 電子機器その他の物に電子的方法により記録されており、電子情報処理組織を用いて移転することができること

弁済等のために不特定の者を相手方として使用することができ、かつ、法

定通貨と交換できる性質を有する1号仮想通貨に対して、2号仮想通貨は、不特定の者を相手方として1号仮想通貨と交換できるものをいう。

1号仮想通貨および2号仮想通貨のいずれの定義においても、発行者の有無や中央管理型／分散管理型の別について言及されていないため、発行者の有無や中央管理型／分散管理型の別については、資金決済法上の「仮想通貨」該当性とは無関係といえる。

現在、流通している仮想通貨をみれば、仮想通貨交換所で日本円、米ドル、人民元などの法定通貨と取引されているビットコイン、ライトコイン、ドージコイン、イーサ、リップルは1号仮想通貨の要件を、また、ビットコインと相互に交換できるカウンターパーティコインなどは2号仮想通貨の要件をそれぞれ充足するから、資金決済法上の「仮想通貨」に該当する。

2 出資法との関係

出資法2条1項は、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」と定めている。そして、「預り金」とは、預貯金等と同様の経済的性質を有するものとされており（同法2条2項）、次の四つの要件のすべてに該当するものであるとされている（事務ガイドライン2-1-1(2)）。

- ① 不特定かつ多数の者が相手であること
- ② 金銭の受入れであること
- ③ 元本の返還が約されていること
- ④ 主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること

まず、仮想通貨それ自体の預託を受ける行為について「預り金」に該当す

るか検討するに、②の要件の「金銭」とは、取引社会において一般的価値尺度となり、一般的交換手段となるものをいうと解されているところ(奥田昌道編『新版注釈民法(10 I)』327頁(有斐閣、2003年))、現時点での仮想通貨の流通および履行における社会一般の受容性からは、いまだ、仮想通貨を「金銭」と評価することはできないから、「預り金」には該当しないと解される。

また、仮想通貨の購入資金または売却代金として金銭の預託を受ける行為についても、当該金銭は預貯金等と同様の経済的性質を有するものとは評価できないから、「預り金」には該当しないと考えられる。

もっとも、預託者による仮想通貨の購入注文の有無にかかわらず、預託者が自由に入金でき、金銭の引き出しも自由に求めることができる場合には、当該金銭はもはや預貯金等と同様の経済的性質を有するものとして、「預り金」に該当すると解される余地もあろう(片山義広「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」金融法務事情1998号28頁ほか)。

そこで、仮想通貨交換所の事業者はかかる預り金の規制に該当しないよう留意して、制度設計を行う必要がある。

3 銀行法との関係

銀行法は、為替取引を銀行業として規定し(銀行法2条2項2号)、免許を受けずに銀行業を行うことを禁じている(同法4条1項)。

ただし、100万円以下の少額の為替取引については、資金移動業の登録のみをすることによって、為替取引を行うことができる(資金決済法37条、同法施行令2条)。

「為替取引」については法律上の定義規定はないが、最決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁によると、銀行法2条2項2号の「『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受ける

●編集・執筆者紹介●

《編集 兼 執筆者》

中 森 亘 (なかもり わたる)

【略歴】1991年京都大学法学部卒／1995年弁護士登録、北浜法律事務所入所／2002年同事務所パートナー 【主な公職】2002～2017年・大阪府立大学大学院非常勤講師(会社法・事業再編)／2009年～大阪経済大学大学院非常勤講師(信託法)／2014～2016年・京都大学法科大学院非常勤講師(倒産法)／中小企業庁「信託を活用した事業承継円滑化に関する研究会」委員等 【主な所属団体】信託法学会／金融法学会／日本民事訴訟法学会／日本不動産金融工学会／事業再生実務家協会／事業再生研究機構等 【主な取扱分野】金融・ファイナンス／M&A／倒産・事業再生／会社法／不動産法／その他の企業法務 【主な著書】『新信託の理論・実務と書式』(民事法研究会)／『注釈破産法』(金融財政事情研究会)／『新・更生計画の実務と理論』(商事法務)／『倒産と金融』(商事法務)(いずれも共著)他

籾 内 俊 輔 (やぶうち しゅんすけ)

【略歴】2001年神戸大学法学部卒／2002年神戸大学大学院法学政治学研究科博士課程前期課程修了／2003年弁護士登録、北浜法律事務所入所／2006年特定任期付公務員として公正取引委員会において勤務／2009年弁護士法人北浜法律事務所に復帰 【主な公職】神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授等 【主な所属団体】日本経済法学会／関西経済法研究会／実務競争法研究会等 【主な取扱分野】独占禁止法／景品表示法／下請法を中心とした企業法務 【主な著書】『ビジネスを促進する独占禁止法の道標』(共編著・レクシスネクシス・ジャパン)／『経済法判例・審決百選〔第2版〕』(共著・有斐閣)／『独占禁止法と損害賠償・差止請求』(共編著・中央経済社)／『景品表示法の法律相談〔改訂版〕』(共編著・青林書院)他

谷 口 明 史 (たにぐち あきひと)

【略歴】1999年慶應義塾大学商学部卒／2004年弁護士登録、北浜法律事務所入所／2007年弁護士法人北浜法律事務所東京事務所に移籍／2009年大手証券会社・公開引受部に出向／2011年弁護士法人北浜法律事務所東京事務所に復帰／2012年同事務所パートナー 【主な取扱分野】M&A／ベンチャー法務／金融・ファイナンス／

不動産法／その他企業法務全般 【主な著書】『新信託の理論・実務と書式』（共著、民事法研究会）／『コンパクト解説 会社法2 取締役・取締役会・執行役』（共著、商事法務）／『合併の法務』（中央経済社）

堀野 桂子（ほりの けいこ）

【略歴】2004年大阪大学法学部卒／2005年弁護士登録、北浜法律事務所入所 【主な公職】大阪大学大学院高等司法研究科非常勤講師（信託法）／大阪経済大学大学院非常勤講師（信託法） 【主な所属団体】信託法学会／日本不動産金融工学会等 【主な取扱分野】金融・ファイナンス／M&A／倒産・事業再生／その他の企業法務 【主な著書】『新信託の理論・実務と書式』（共著、民事法研究会）他

《執筆者》

佐野 俊明（さの としあき）

【略歴】2001年慶應義塾大学経済学部卒、日興ソロモンスミスパーニー証券会社入社／2008年九州大学法科大学院終了／2009年弁護士登録／2010年株式会社西日本シティ銀行入行／2012年弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所入所 【主な取扱分野】金融・ファイナンス／ベンチャー法務／M&A／倒産・事業再生／その他の企業法務 【主な著書】『民法改正対応 取引基本契約書作成・見直しハンドブック』（共著、商事法務）

中 亮介（なか りょうすけ）

【略歴】2005年京都大学法学部卒／2007年京都大学法科大学院修了／2008年弁護士登録、北浜法律事務所入所／コロンビア大学ロースクール修了（LL.M.） 【主な所属団体】環太平洋法曹協会、独日法律家協会、日独産業協会 【主な取扱分野】GDPR・データ保護法／コンピューター関連法／独占禁止法／倒産・事業再生／その他の企業法務

太田 慎也（おおた しんや）

【略歴】2010年京都大学法学部卒／2012年京都大学法科大学院修了／2013年弁護士登録、北浜法律事務所入所 【主な所属団体】倒産法実務研究会 【主な取扱分野】倒産・事業再生／M&A／会社法／争訟／その他企業法務全般 【主な著書】『民法

(債権関係)改正で見直す 土業のための実は危険な委任契約・顧問契約』(共著、清文社)、『民法改正対応 取引基本契約書作成・見直しハンドブック』(共著、商事法務)

河浪 潤 (かわなみ じゅん)

【略歴】2012年大阪大学法学部法学科卒／2013年弁護士登録、北浜法律事務所入所
【主な所属団体】Inter Pacific Bar Association (「IPBA」環太平洋法曹協会) 【主な取扱分野】M&A／争訟／国際取引／その他企業法務全般

孝岡 裕介 (たかおか ゆうすけ)

【略歴】2011年京都大学法学部卒／2013年京都大学法科大学院修了 /2014年弁護士登録、北浜法律事務所入所 【主な所属団体】倒産法実務研究会 【主な取扱分野】M&A／倒産・事業再生／会社法／会社関係訴訟・非訟／その他企業法務全般

富本 晃司 (とみもと こうじ)

【略歴】2011年大阪大学法学部卒／2013年京都大学法科大学院修了 /2014年弁護士登録、北浜法律事務所入所 【主な取扱分野】知的財産法／ベンチャー法務／不動産法／倒産・事業再生／その他企業法務全般

《初版執筆者》

伊達伸一・松岡潤・山口要介・橋本道成
飯沼孝明・東泰雄・中嶋隆則・上田修平

● 編者所在地 ●

北浜法律事務所 <http://www.kitahama.or.jp/>

大阪オフィス（北浜法律事務所・外国法共同事業）

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル

TEL：06-6202-1088(代) FAX：06-6202-1080

東京オフィス（弁護士法人北浜法律事務所 東京事務所）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F

TEL：03-5219-5151(代) FAX：03-5219-5155

福岡オフィス（弁護士法人北浜法律事務所 福岡事務所）

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25

キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F

TEL：092-263-9990(代) FAX：092-263-9991

バーチャルマネーの法務〔第2版〕
—電子マネー・ポイント・仮想通貨を中心に—

平成30年11月9日 第1刷発行

定価 本体 4,300円+税

編者 北浜法律事務所

(編集代表 中森 亘・籾内俊輔・谷口明史・堀野桂子)

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

〔編集〕 ☎03-5798-7277 FAX03-5798-7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

カバーデザイン／袴田峯男 ISBN978-4-86556-245-3 C2032 ¥4300E

組版／民事法研究会 (Windows10 64bit+EdicolorVer10+MotoyaFont etc.)

落丁・乱丁はおとりかえします。